

② グルメクーポン発行業務 仕様書

1 業務名

グルメクーポン発行業務

2 委託期間

契約締結日から令和3年2月26日（金）まで

3 業務の概要

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大により、イベント等の中止や外出自粛が広まる中、飲食店等の経営環境が急激に悪化している。このため、即効性のある経済対策として、県内の飲食店や宿泊施設の飲食部門で利用できる割引クーポンを発行し、県内消費の活性化を図る。

(2) 割引クーポンの概要

| | |
|------|---|
| 割引金額 | 1枚500円 |
| 発行総額 | 額面1億円（1枚500円を20万枚発行） |
| 販売対象 | 県民（原則） |
| 利用期間 | 令和2年8月上旬から令和2年12月31日（木）までの間で、 利用期間1週間の割引クーポンを複数回発行 |
| 利用店舗 | 登録店舗（県内の飲食店や宿泊施設から公募 想定2,000店舗） |
| 利用対象 | 利用期間における登録店舗利用時の飲食代金 |
| 利用方法 | <ul style="list-style-type: none">割引クーポンは、県がスマートフォンアプリのLINEを活用し、公式アカウント「鹿児島県庁」を登録した者に対し、利用期間1週間のクーポンを複数回発行する。利用者は、登録店舗での飲食代金の支払いの際に、LINEの1アカウント当たり2,000円以上の飲食に対し、500円の割引を受けることができる。（利用期間1週間で1回限り）登録店舗は、飲食代金の支払いの際、利用者各人にスマートフォンの画面に表示したクーポン（使用済み前）の提示を求め、確認の上、割引を行う。割引した事実の確認は、レシートの控え及びクーポン使用前後の客のスマートフォンの画面の画像により行う。 |

(3) 留意事項

ア 登録店舗において利用期間内に限り利用可能

イ 現金との引き換えはしない

ウ 登録店舗において、本券を利用対象としない商品を独自に定める場合は、あらかじめ、利用者が認識するよう明示する義務を負う

エ 当該割引クーポン以外にも、類似のクーポンが発行される可能性がある。類似のクーポンと混同されるおそれがあるため、類似のクーポンの発行状況を把握するとともに、利用者及び登録店舗等に対し、十分な説明・配慮を行うこと。

4 業務の内容

(1) 割引クーポンに関する業務

ア 割引クーポンは、県が発行する。

○割引クーポン仕様

| | |
|------|------------------------------|
| 発行枚数 | 20万枚（利用期間1週間のクーポンを複数回に分けて発行） |
| 発行媒体 | LINE（スマートフォンアプリ） |
| 発行者 | 鹿児島県（公式アカウント「鹿児島県庁」） |

(2) 登録店舗との調整

ア 登録店舗向けの業務マニュアルを作成すること。（A4サイズ，1部×2,000店舗）

イ 登録店舗向けのステッカーを作成・配布すること。（A6サイズ，2枚×2,000店舗）

※ プレミアム付き商品券と共通可

ウ クーポン画像撮影用のシートを作成・配布すること。（A4サイズ，1部×2,000店舗）

エ 換金伝票を作成すること。（A4サイズ，1冊3枚以上2,000冊以上）

※ プレミアム付き商品券と共通可

オ 登録店舗からの問合せに対し、丁寧に対応すること。

(3) 割引証明書類の受付・送付及び送金等

ア 登録店舗が割引証明書類（レシートの控え等）を封入し提出する封筒の投函用ポストを、県が別途指定する業者の事業所（プレミアム付き商品券と同じ 約100か所）に設置すること。

イ 設置先から月2回着払いでポストが送付されるので、回数分ポストを準備すること。 ※ プレミアム付き商品券と共通可

ウ 登録店舗からの割引証明書類の換金請求に対して、円滑に換金手続きを行うこと。

エ 審査は、割引証明書類及び登録飲食店からメール等で送付されるスマートフォンの画面の画像により行うこと。

オ 登録店舗への支払は、ファームバンキングなど操作履歴が確認できる手段で行うこと。

カ 換金期限内に換金されなかった割引クーポンは、換金しないこと。

キ 換金にあたっての端数処理、未使用割引クーポン等により県の割引負担分に残額が生じた場合はその相当額を県に返納すること。

ク 換金時において割引クーポンとデータとで枚数相違の場合、原因究明を行い、責任を持って対応すること。

ケ 割引証明書類（換金伝票を除く）は、安全・確実に、廃棄（溶解）すること。

コ 廃棄に関しては、換金手続きに影響が出ないように考慮すること。

(4) コールセンターの運営

ア 契約後速やかにコールセンターを開設すること。

イ 専用回線を設け、必要な回線数と人員を確保すること。
（5回線3か月，2回線3か月）

ウ 開設時間は平日9:00から17:00までとする。

エ 開設期間は6か月とする。

※ プレミアム付き
商品券と共用可

(5) 広告

- ア 飲食店等における消費が喚起されるよう、効果的な広報・啓発活動を行うこと。
- イ 新聞やテレビ等を活用し、効果的な広報を実施すること。

(6) データ分析に関する業務

- ア 割引クーポンの消費喚起・誘発効果を測定すること。(アンケート等)
- イ 効果測定は、分析能力を有しているものが行うこと。
- ウ 経済効果を数値で表すこと。

(7) 業務の管理・執行体制

- ア 事務局を開設し、運營業務を統括すること。
- イ 県との窓口は事務局とし、常に連絡の取れるスタッフを配置すること。
- ウ 適正かつ確実な業務遂行体制を作ること。
- エ 各業務の費用配分は適切に行うこと。

5 提出する報告書及び提出期限

| | |
|--------------------|--------------|
| 事業報告書(冊子5部及び電子データ) | 令和3年2月26日(金) |
| 登録店舗データ | 随時 |
| コールセンター対応記録 | 随時 |
| 換金データ | 随時 |

6 検査

- (1) 受託者は、本業務を完了したときは、速やかに県に報告するものとし、完了検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、自らの責に帰すべき理由による成果品の不良箇所等が発見された場合は、速やかに訂正又は補足その他の処置を執るものとする。

7 再委託の禁止

受注者は、県の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

8 合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提訴及び調停の申立については、鹿児島県鹿児島市を管轄とする裁判所をもって合意管轄裁判所とする。

9 その他留意事項

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たって、中小企業・小規模企業の振興に関するかごしま県民条例(平成24年条例第40号)の趣旨に基づき、県内中小企業への発注に努めること。
- (2) 受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- (3) 本業務に関する内容については、本仕様書によるほか、受託者の提案内容に従い、契約後詳細な打合せにより、県及び受託者双方合意の上、決定するものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、県と受託者とが協議して定めるものとする。

(5) 関係諸帳簿の整備・保存

受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後、5年間これを保存しておかなければならない。